改

正

共通編

- 1. 総則
- 1. 1 一般事項
- 1. 1. 1 適用範囲
- 1. 水道工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は千葉県水道局(以下「発 注者」という。)が発注する各種工事に適用するものとする。
- $2. \sim 4.$ 略
- 1.1.2 一般事項
- 1. 略
- 2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工 事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、 受注者は、これらの監督・検査(完成検査出来形検査等)にあたっては、地方 自治法、千葉県水道局財務規程に基づくものであることを認識しなければなら ない。
- $3. \sim 5.$ 略
- 1.1.3 用語の定義
- 1. 略
- 2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当する者をいい、 主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事のうち重要なものの 処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場 合における契約担当者等(千葉県水道局財務規程に規定する契約担当者をい う。) に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに 監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 3. ~24. 略
- 25. 工事検査とは、検査員が契約書第32条、第38条、第39条、第51条に基づ いて支払いを行う出来形数量の完了の確認、及び千葉県水道局建設工事検査要 綱第3条に規定する中間技術検査(以下「中間検査」という。)をいう。

共通編

- 1. 総則
- 1. 1 一般事項
- 1.1.1 適用範囲
- 1. 水道工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。) は千葉県企業局(以下 「発注者」という。)が発注する水道事業に関わる各種工事に適用するものと する。
- $2. \sim 4.$ 略
- 1.1.2 一般事項
- 1. 略
- 2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、建設業法第 18 条に定める建設 工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。ま た、受注者は、これらの監督・検査(完成検査出来形検査等)にあたっては、 地方自治法、千葉県企業局財務規程に基づくものであることを認識しなければ ならない。
- $3. \sim 5.$ 略
- 1.1.3 用語の定義
- 1. 略
- 2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当する者をいい、 主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事のうち重要なものの 処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場 合における契約担当者等(千葉県企業局財務規程に規定する契約担当者をい う。) に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並び に監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 3. ~24. 略
- 25. 工事検査とは、検査員が契約書第32条、第38条、第39条、第51条に基づ いて支払いを行う出来形数量の完了の確認、及び千葉県企業局水道事業建設 工事検査要綱第 3 条に規定する水道事業に関わる中間技術検査(以下「中間 検査」という。) をいう。

- 26. 検査員とは、千葉県水道局建設工事検査要綱第 5 条に基づき、工事検査を行 うために発注者が指名する者をいう。
- 27. 中間検査とは、千葉県水道局建設工事検査要綱に基づき行うものをいい、請 27. 中間検査とは、千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱に基づき行うものを 負代金の支払いを伴うものではない。

28. ~41. 略

- 1. 1. 4~1. 1. 7 略
- 1.1.8 工事の検査
- 1. ~ 2. 略
- 3. 中間検査
- (1)受注者は、設計図書において中間検査対象工事と定められた工事について は、千葉県水道局建設工事検査要綱に基づき、中間検査を受けなければなら ない。

 $(2) \sim (5)$ 略

- 4. 略
- 1.1.9 監督職員
- 1. 2. 略
- 3. 低入札価格調査制度調査対象工事は次の各号に掲げる監督体制の強化を図る ものとする。
- (1) 千葉県水道局発注の工事の指導、監督に関する事務を所掌する課長(千葉 県水道局建設工事等契約事務取扱要綱第2条に規定する主務課長をいう。) ま たは所長(財務規定第2条第6号に定める職員をいう。)は受注者に対して、 千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項の規定並びに建設工事請負契約 約款第7条第1項の規定により、施工体制台帳の提出を求めるものとする。 施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて受注者からその内容について ヒアリングを行うものとする。

 $(2) \sim (4)$ 略

- 1. 1. 10~1. 1. 11 略
- 1. 2. 12 施工管理
- 1. ~8. 略
- 9. 受注者は、千葉県水道局が定める水道工事施工管理基準により施工管理を行

- | 26. 検査員とは、千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱第5条に基づき、水道 事業に関わる工事検査を行うために発注者が指名する者をいう。
 - いい、請負代金の支払いを伴うものではない。

28. ~41. 略

- 1. 1. 4~1. 1. 7 略
- 1.1.8 工事の検査
- 1.~2. 略
- 3. 中間検査
- (1)受注者は、設計図書において中間検査対象工事と定められた工事について は、千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱に基づき、中間検査を受けなけ ればならない。
- $(2) \sim (5)$ 略
- 1.1.9 監督職員
- 1. 2. 略
- 3. 低入札価格調査制度調査対象工事は次の各号に掲げる監督体制の強化を図る ものとする。
- (1) 千葉県企業局発注の水道事業に関わる工事の指導、監督に関する事務を所 掌する課長(千葉県企業局建設工事等契約事務取扱要綱第2条に規定する主 務課長をいう。) または所長(財務規定第2条第6号に定める職員をいう。) は受注者に対して、千葉県建設工事適正化指導要綱第 11 条第 1 項の規定並 びに建設工事請負契約約款第7条第1項の規定により、施工体制台帳の提出 を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて受注者 からその内容についてヒアリングを行うものとする。

 $(2) \sim (4)$ 略

- 1. 1. 10~1. 1. 11 略
- 1. 2. 12 施工管理
- 1. ~8. 略
- 9. 受注者は、千葉県企業局が定める水道工事施工管理基準により施工管理を行

現 行 改 」

い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、施工管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の 上、施工管理を行うものとする。

10. ~11. 略

1. 2. 13 施工体制台帳

- 1. 受注者は、請負代金額が2,500万円以上の工事について、その一部を下請負に付したときは、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- 2. 第1項の受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に<u>基づき</u>、各下請負者の 施工の分担関係を表

示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げると ともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、施工管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の 上、施工管理を行うものとする。

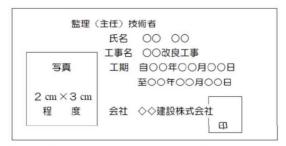
10. ~11. 略

1. 2. 13 施工体制台帳

- 1. 受注者は、その一部を下請負に付したときは、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- 2. 第1項の受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に<mark>従って</mark>、各下請負者の 施工の分担関係を表

示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げると ともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項 の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工 事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければ ならない。名札は図1-1を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1 名札の標準図

4. 略

4. 略

1. 2. 14~1. 2. 26 略

1.3 安全管理

1.3.1 工事中の安全確保

 $1. \sim 26.$ 略

27. 受注者は、発注者が組織する「千葉県水道局建設工事安全対策委員会」が実 ■27. 受注者は、発注者が組織する「千葉県<mark>企業局水道事業</mark>建設工事安全対策委員 施する施工条件の検討、安全点検等について協力しなければならない。

1. 3. 2~1. 3. 11 略

1.4 完成

1.4.1 略

1.4.2 完成後の提出書類

2. 受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子 データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子 納品運用ガイドライン (案)」「千葉県水道局電子納品運用ガイドライン (案)」、 「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)」等を参考にし、監督職員と 協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。

3. 略

2. 材料

2. 1~2. 2 略

2. 3 材料品目

2. 3. 1~12 略

2. 3. 13 JIS、JWWA及びJDPA等の水道用材料

1. 水道用として使用する材料は、次の各号に掲げるIIS、IWWA、IDP ■1. 水道用として使用する材料は、次の各号に掲げるIIS、IWWA、IDP A及び当局仕様品とする。ただし、規格等は今後修正されることがあるため、 最新データをフォローすること。

 $(1) \sim (3)$ 略

(4) 当局仕様の水道用品

千葉県水道局型ノンカット仕切弁管

千葉県水道局型鉄蓋

千葉県水道局型鉄蓋(省力開放型鉄蓋)

1. 2. 14~1. 2. 26 略

1.3 安全管理

1.3.1 工事中の安全確保

 $1. \sim 26.$ 略

会」が実施する施工条件の検討、安全点検等について協力しなければならない。

正

1. 3. 2~1. 3. 11 略

1. 4 完成

1.4.1 略

1.4.2 完成後の提出書類

2. 受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子 データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電 子納品運用ガイドライン(案)」「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン (案)」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)」等を参考にし、監 督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。

3. 略

2. 材料

2. 1~2. 2 略

2. 3 材料品目

2. 3. 1~12 略

2. 3. 13 JIS、JWWA及びJDPA等の水道用材料

A及び当局仕様品とする。ただし、規格等は今後修正されることがあるため、 最新データをフォローすること。

 $(1) \sim (3)$ 略

(4) 当局仕様の水道用品

千葉県企業局型ノンカット仕切弁管

千葉県企業局型鉄蓋

千葉県企業局型鉄蓋(省力開放型鉄蓋)

13.

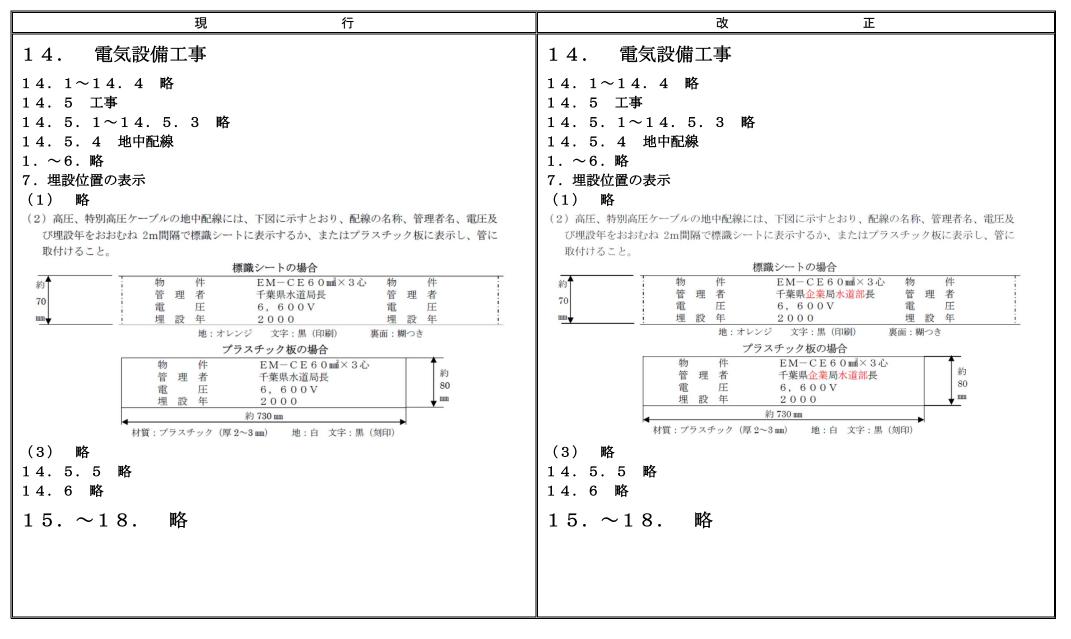
共通事項

正 千葉県水道局型レジンコンクリート土留 千葉県企業局型レジンコンクリート十留 Ⅱ 管路工事編 Ⅱ 管路工事編 4. 管路工事 4. 管路工事 4.1 施工一般 4. 1 施工一般 4. 1. 1~4. 1. 20 略 4. 1. 1~4. 1. 20 略 4.1.21 管せん孔工 4.1.21 管せん孔工 1. 略 2. サドル分水栓のせん孔、給水管の接合等、給水工事に係わる工事は、千葉県 2. サドル分水栓のせん孔、給水管の接合等、給水工事に係わる工事は、千葉県 水道局給水装置工事施行基準に準じるものとし、水道法施行規則第36条第2号 企業局給水装置工事施行基準に準じるものとし、水道法施行規則第 36 条第 2 に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が施工しなけれ 号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が施工しなけ ばならない。 ればならない。 3. 水道法施行規則第36条第2号に規定する技能者は、下記のいずれかの条件を■ 3. 水道法施行規則第36条第2号に規定する技能者は、下記のいずれかの条件 満たす者でなければならない。 を満たす者でなければならない。 (1) 千葉県水道局の「配管工証」を取得している者。 (1) 当局の「配管工証」を取得している者。 (2) 略 (2) 略 (3)(1)または(2)と同等以上の経験と技術を有する者で、千葉県水道局の (3)(1)または(2)と同等以上の経験と技術を有する者で、千葉県企業局 承認を得た者。 の承認を得た者。 4. 略 4. 略 4. 1. 22~4. 1. 38 略 4. 1. 22~4. 1. 38 略 4. 2. ~4. 3. 略 4. 2. ~4. 3. 略 5. ~11. 略 5. ~11. 略 Ⅲ 建築工事 Ⅲ 建築工事 12. 略 12. 略

13.

共通事項

13. 1 施工一般
13. 1. 4 主任技術者 1. 略 2. 主任技術者等は、千葉県水道局自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。 13. 1. 5~13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。 第13. 1. 4 主任技術者 1. 略 2. 主任技術者等は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。 13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県企業局電子納品運用ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。
1. 略 2. 主任技術者等は、千葉県水道局自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。 13. 1. 5~13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。
2. 主任技術者等は、千葉県水道局自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。 13. 1. 5~13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。
ならない。 13. 1. 5~13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用 ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手 続書類は、原本を必要部数提出すること。 はければならない。 13. 1. 5~13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県企業局電子納品運用 ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。
13. 1. 5~13. 1. 6 略 13. 1. 7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用 ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手 続書類は、原本を必要部数提出すること。
13.1.7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用 ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手 続書類は、原本を必要部数提出すること。 13.1.7 完成図書 受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県企業局電子納品運用 ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁 手続書類は、原本を必要部数提出すること。
受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用 ガイドライン(案)の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手 続書類は、原本を必要部数提出すること。 一覧を持ちます。 一覧を持ちます。 一覧を持ちます。 一覧を表しますること。 一覧を表しますること。 一覧を表します。 一覧を表しますること。 一覧を必要の表しますること。 一覧を表しますること。 一覧を表しますること。 一覧を表しまする。 一覧を表しますること。 一覧を表しまする。 一定を表しまする。 一定を表しまする。 一定を表しる。 一定を表しる。 一定を表しる。 一定を表しる。 一定を表しる。 一定を表しる。 一定を表しる。 一定を表しる。
ガイドライン (案) の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手 ガイドライン (案) の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁 続書類は、原本を必要部数提出すること。 手続書類は、原本を必要部数提出すること。
続書類は、原本を必要部数提出すること。 手続書類は、原本を必要部数提出すること。
13. 1. 8~13. 1. 19 略



工事完成図作成要領

1. 目的

19.

この要領は、水道管布設工事等の受注者が、千葉県水道局に提出する工事完成図 (以下「完成図」という。) について、その作成に係る基本事項を定めることを目 的とする。

行

- 2. ~5. 略
- 6. 記載事項
 - (1)標 題
 - ① 標題の様式は図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下、右辺は縁取りに付け、下辺は12m程度縁取りから離れること。
 - ② 占用許可番号は、標題上部に記載し、図葉が複数の場合は最初の図面にのみ記載すること。

図-1 標類の様式及び位置

占用許可番号	許可年月日等

										-
I	車]
番	号									
図	面									1
名	称									
図	面		葉中		縮	尺]
枚	数		無干		MH /	^				
完	成	年	月	H	工事番	号				
区	画		_			T.	集県水道局			
記	号		_			13	柴 州// 担何	J		繰取線
整理	番号				施工業	者				蝶
								Т		1
Щ					Ļ	<u> </u>		丄		1
# †										
緣取線 51 ₩										
	D-GOSD.									

(2)~(11) 略

7. 略

工事完成図作成要領

改

1. 目的

19.

この要領は、水道管布設工事等の受注者が、千葉県企業局に提出する工事完成図 (以下「完成図」という。) について、その作成に係る基本事項を定めることを 目的とする。

正

- 2. ~5. 略
- 6. 記載事項
 - (1)標 舞
 - ① 標題の様式は図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下、右辺は縁取りに付け、下辺は12mm程度縁取りから離れること。
 - ② 占用許可番号は、標題上部に記載し、図葉が複数の場合は最初の図面にのみ記載すること。

図-1 標題の様式及び位置

占用許可番号	許可年月日等

											_
T.	事										
番	号										
図	面]
名	称										
図	面	葉中			6th 13]
枚	数	果	4		縮	尺					
完	成	年	月	日	工事	番号					
区	画						エガ	學是	- 12		200
記	号	_					下坪	學定理	(/p)		縁取線
整理	里番号				施工	業者					藻
							T				1
											1
	■↑										
縁取締	縁取線										

(2)~(11) 略

7. 略

現 改 正

20. 工事記録写真撮影要領

20.1 共通事項

1. この工事記録写真撮影要領は、千葉県水道局が請負により施工する各種工事の適正な管理のため定めるものである。これに定めのない事項については、千葉県土木工事施工管理基準(写真管理基準)、千葉県水道局水道工事施工管理基準(写真管理基準)に準じるほか、国土交通大臣官房庁営繕部監修「工事写真の撮り方建築編及び建築設備編」によるものとする。

2. ~8. 略

20.2 略

21. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準

1. 道路掘削工事の標示

(1) 略

(2) 工事施行区間の起点及び終点には、別紙様式-1 に示す標示板を設置する ものとする。

2. ~4. 略

5. 迂回路の標示

水道工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口に別紙様式-2に示す標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、参考(2)及び参考(3)に示すように道路標識「まわり道」を設置するものとする。(参考(2)(3)(4)を参照)

20. 工事記録写真撮影要領

20.1 共通事項

1. この工事記録写真撮影要領は、千葉県企業局が請負により施工する水道事業に関わる各種工事の適正な管理のため定めるものである。これに定めのない事項については、千葉県土木工事施工管理基準(写真管理基準)、千葉県企業局水道工事施工管理基準(写真管理基準)に準じるほか、国土交通大臣官房庁営繕部監修「工事写真の撮り方建築編及び建築設備編」によるものとする。

2. ~8. 略

20.2 略

21. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準

1. 道路掘削工事の標示

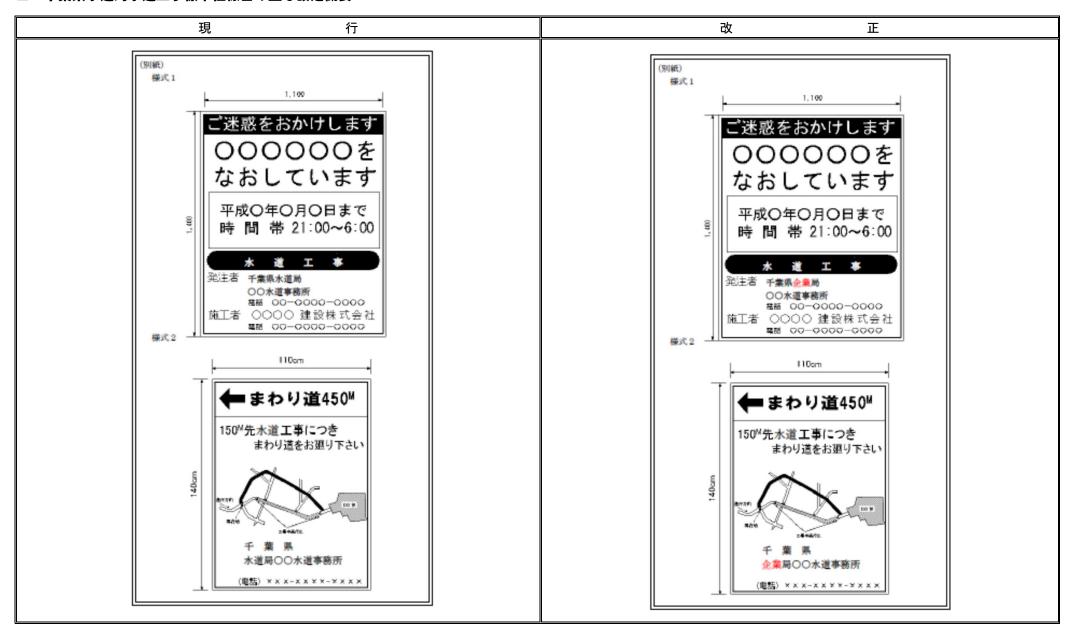
(1) 略

(2) 工事施行区間の起点及び終点には、別紙様式-1 に示す標示板を設置する ものとする。

2. ~4. 略

5. 迂回路の標示

水道工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口に別紙様式-2に示す標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、参考(2)及び参考(3)に示すように道路標識「まわり道」を設置するものとする。(参考(2)(3)(4)を参照)



道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

1 工事情報看板の設置について(参考)

予定されている道路管理者の行う道路工事(以下「道路工事」という。)に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について(参考)

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から 道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路 工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。 ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを 踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じ て行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼する ものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。 また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時 占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

1 工事情報看板の設置について(参考)

予定されている道路管理者の行う道路工事(以下「道路工事」という。)に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

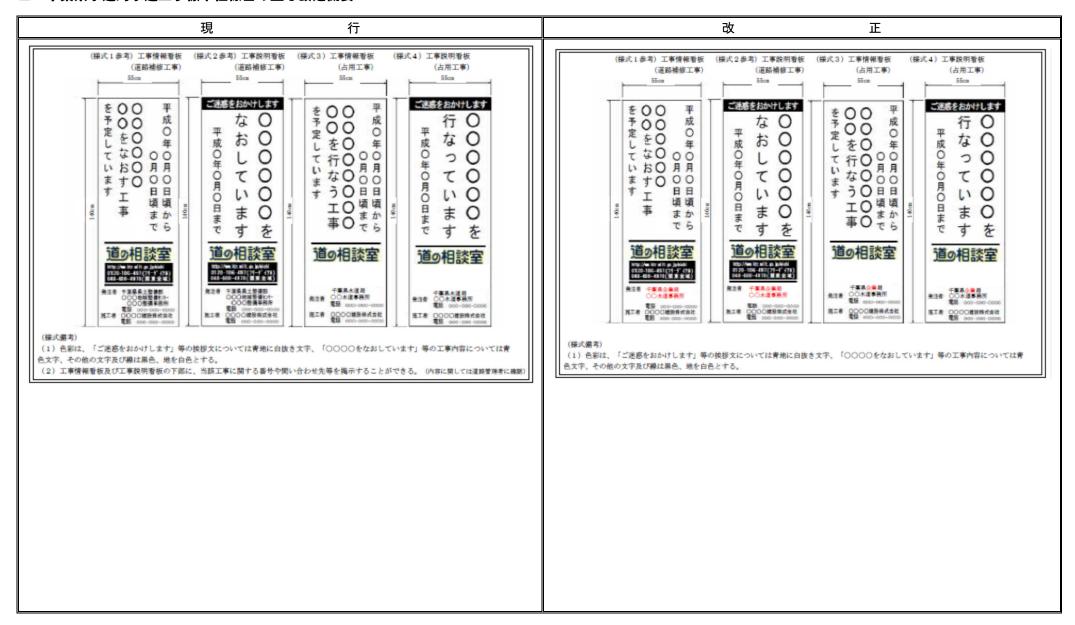
2 工事説明看板の設置について (参考)

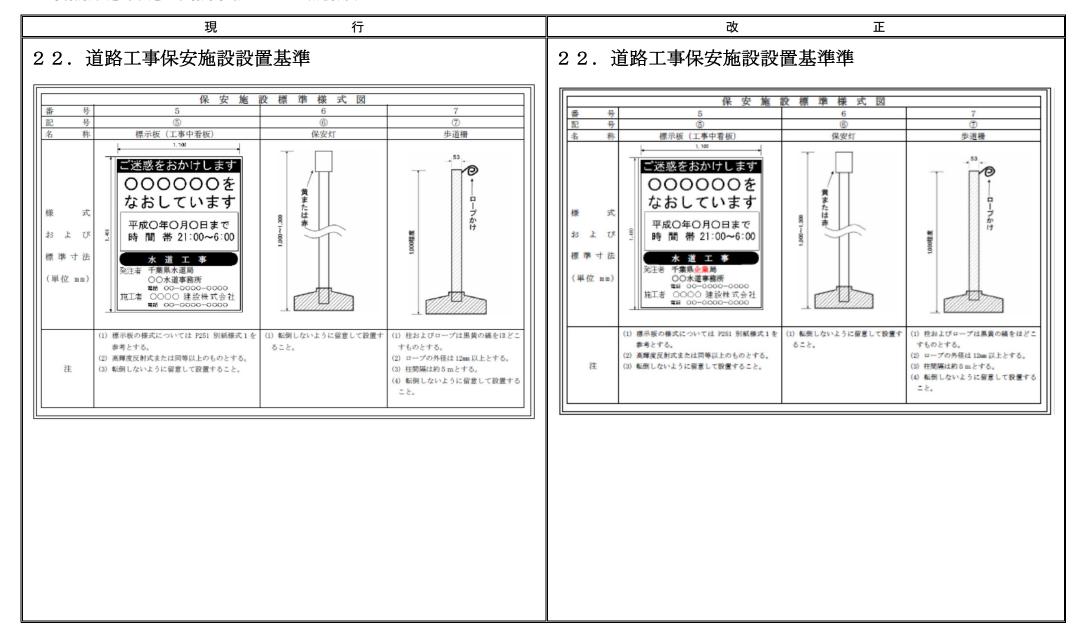
実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から 道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路 工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。 ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

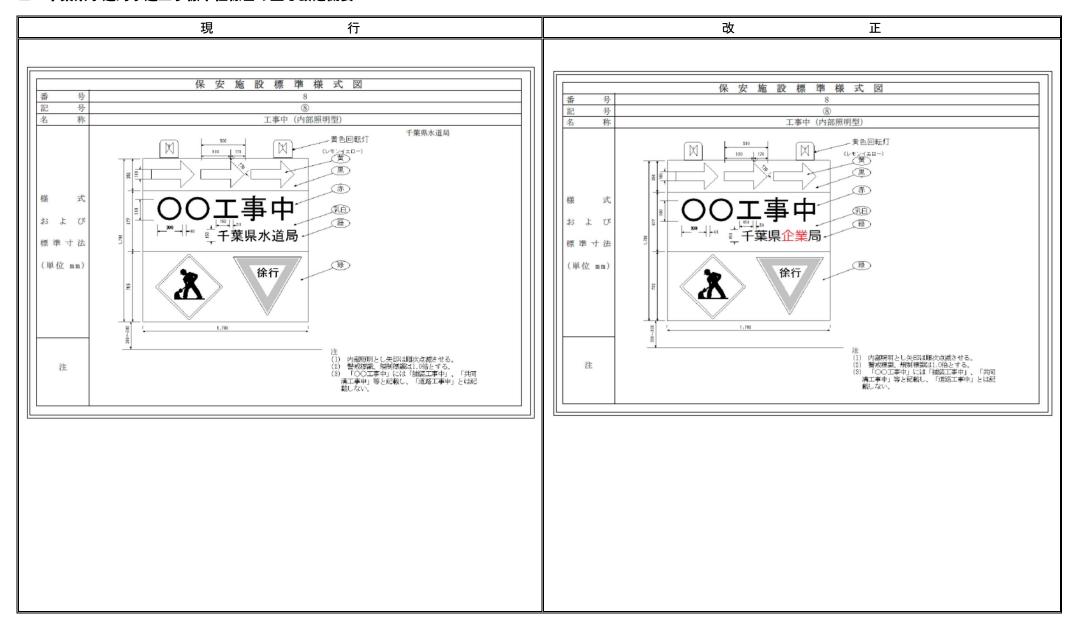
3 占用工事に係る取扱いについて

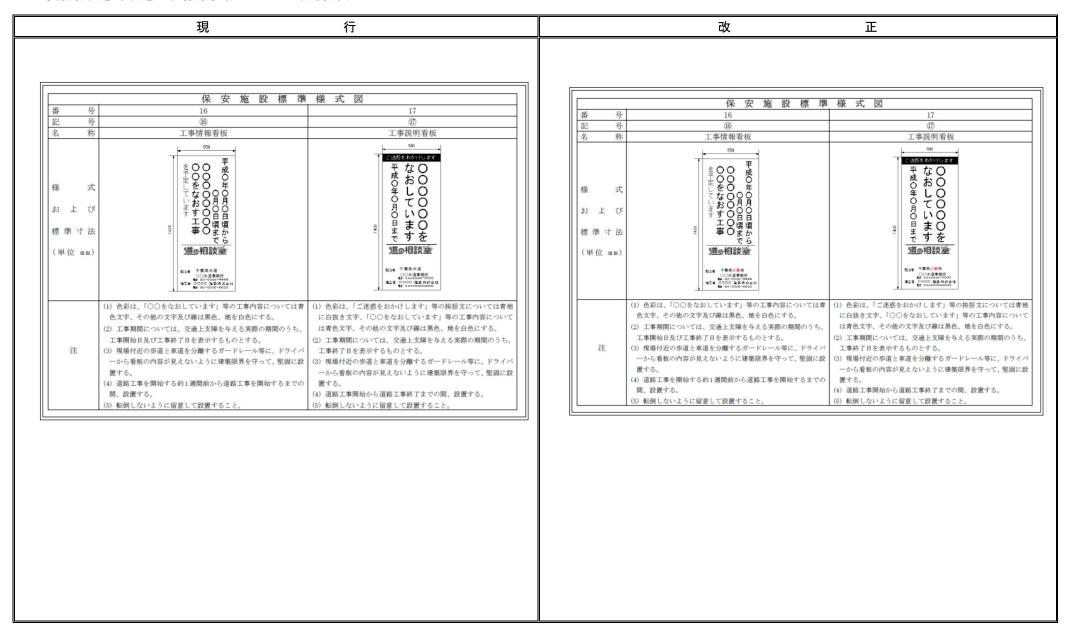
上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを 踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じ て行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼する ものとする。

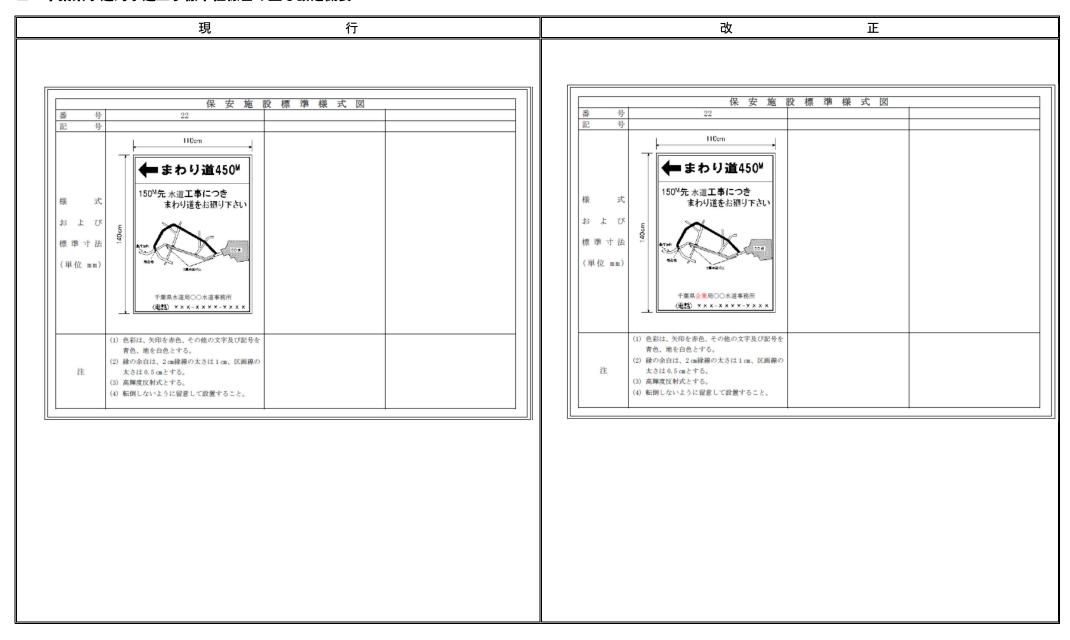
なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。 また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時 占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

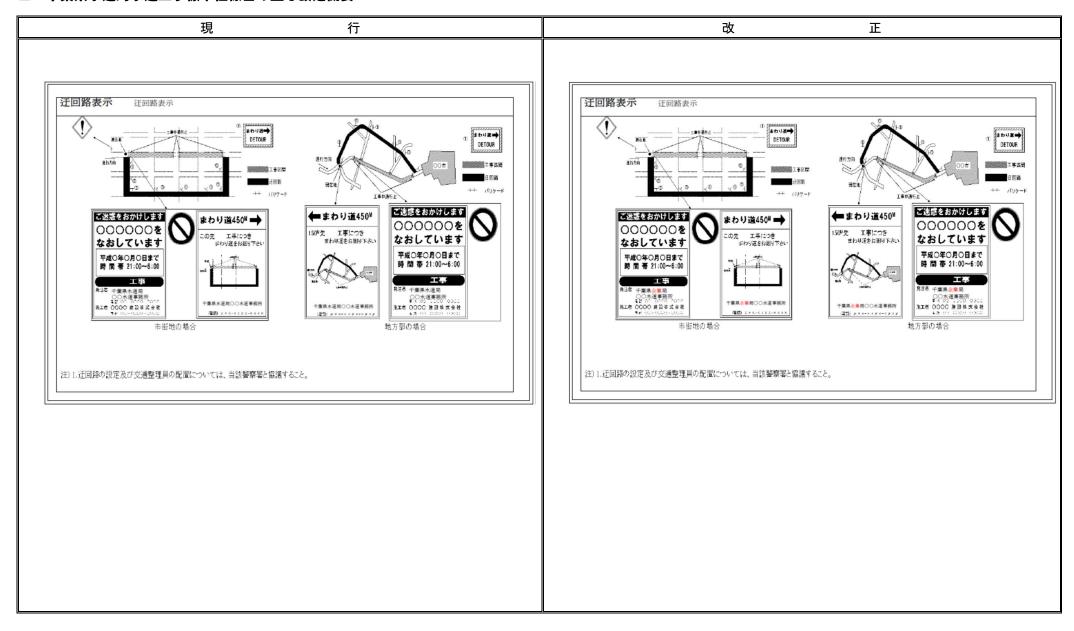












行 現 改 正 保安施設標準様式図 保安施設標準様式図 16 番 号 16 17 番 17 記 号 (16) (17) 記 号 (16) 17) 称 称 工事情報看板 工事説明看板 名 工事情報看板 工事説明看板 名 550 550 550 550 平成0年0月0日頃から 0月0日頃まで 000000 00をなおす工事 を予定しています ご途匹をおかけします 平成〇年〇月〇日頃4 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 をなおす工事 〇〇をなおす工事 ご迷恋をおかけします 平成0年0月0日まで 平成0年0月00 様 式 様 式 およ UK および 目まった 事のまから 標準寸法 標準寸法 道の相談室 道の相談室 (単位 mm) 道の相談室 道の相談室 (単位 mm) **%注卷 干票果水道 新3者 干寨県企業局** 対は第 千葉集水道 〇〇水道事務所 報 80-0000-0000 地工券 〇〇〇〇 動物作出会社 報 80-0000-0000 加速 十乗県木道 〇〇水道事務所 社 00-0000-0000 第五章 00-0000-00000 第五章 00-0000-00000 第12章 千葉県企業局 ○○水道事務所 電が00-0000-0000 独工者 ○○○○ 協関的 左会社 数 00-0000-0000 ○○木道事務所 せ 03-0309-0000 第工者 00-0309-0000 第工者 00-0309-0000 (1) 色彩は、「○○をなおしています」等の工事内容については青 (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地 (1) 色彩は、「○○をなおしています」等の工事内容については青 (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地 色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。 に白抜き文字、「○○をなおしています」等の工事内容について 色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。 に白抜き文字、「○○をなおしています」等の工事内容について (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、 は青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。 は青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、 工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。 工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、 注 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバ 工事終了日を表示するものとする。 注 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバ 工事終了日を表示するものとする。 一から看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバ 一から看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設 (3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバ 一から看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設 一から看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設 (4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの (4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの 間、設置する。 (4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 間、設置する。 (4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。 (5) 転倒しないように留意して設置すること (5) 転倒しないように留意して設置すること。 (5) 転倒しないように留意して設置すること。

